

ソフトウェアの経理処理

ソフトウェアの経理処理が変わりました。

1. 今まで経費処理できた自社製作のソフトウェアも、これからはそのソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにそのソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額を資産計上することになりました。

2. ソフトウェアについて従来は繰延資産として20万円以上を資産計上してきましたが、今後は無形固定資産として処理されますので10万円以上は資産計上されることとなります。(税務上の取り扱いの変更です、貸借対照表の表示は従来どおりで差し支えありません)

3. ソフトウェアの取得価額に算入しなくてもよい費用は次のとおりです。

- (1)ソフトウェアの仕損じ部分の費用
- (2)研究開発費の額(将来の利益にならないことが明らかな部分)
- (3)製造間接費でその製作原価のおおよそ3%以内の金額

4. 他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用は、当該ソフトウェアの取得価額に算入します。

5. 会社が所有するソフトウェアにプログラムの修正等を行った場合は、その修正がそのプログラムの障害の除去、現状の効用の維持に該当するときはその修正に要した費用は修繕費になりますが、新たな機能の追加や機能の向上等に該当するときは資産計上が必要です。

6. 既に有しているソフトウェアや購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得原価(資産計上)になります。

7. 資産計上の基準額は前述のとおり10万円になります。(従前は20万円)

8. ソフトウェアの除去
ソフトウェアの物理的な除却、廃棄、消滅の場合は除却損を計上できますが、それ以外にも
(1) 自社利用ソフトの場合 処理対象業務が無くなった場合や、他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しないことが明らかな場合

(2) 複写して販売するソフトウェアの原本については、新製品の出現、バージョンアップ等で今後、販売されないことが関係先へ明示されている場合

9. 耐用年数は次のとおりになりました。

- (1)複写して販売するためのもの 3年
- (2)研究開発用のソフトウェア 3年
- (3)その他のソフトウェア 5年